

○厚生労働省令第百号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年八月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める

省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百十九号を第百四十号とし、第百十五号から第百十八号までを二十一号ずつ繰り下げ、第百十四号を第百三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十五 (ニ―ヨードフェニル) 「ニ―(ニ―メチルアゼパン―三―イル)―一H―インドール―三―

イル」メタノン及びその塩類

第一条中第百十三号を第百三十三号とし、第百四号から第百十二号までを二十号ずつ繰り下げ、第百三号を第百二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十三 一—(四—メトキシフェニル)—二—(ピロリジン——イル)ヘプタン——オン及びその

塩類

第一条中第百二号を第百二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百二十一 一—「一—(三—メトキシフェニル)シクロヘキシル」ペリジン及びその塩類

第一条中第百一号を第百十九号とし、第九十五号から第百号までを十八号ずつ繰り下げ、第九十四号を第百十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

百十二 メチル—二—「一—(五—フルオロペンチル)——H—インドール—三—カルボキサミド」—三

—メチルブタノアート及びその塩類

第一条中第九十三号を第百十号とし、第八十六号から第九十二号までを十七号ずつ繰り下げ、第八十五号を第九十九号とし、同号の次に次の三号を加える。

百 一 (ベンゾフラン—ニール) —N—メチルプロパン—ニールアミン及びその塩類

百 一 (ベンゾフラン—五ール) —N—メチルプロパン—ニールアミン及びその塩類

百 二 「一—(一—メチルアゼパン—三ール) —H—インドール—三ール」 (ナフタレン—一ール) メタノン及びその塩類

第一条中第八十四号を第九十八号とし、第八十三号を第九十七号とし、第八十二号を第九十六号とし、第八十一号を第九十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十五 「一—(五—フルオロペンチル) —H—ベンゾ「d」イミダゾール—ニール」 (ナフタレン—一ール) メタノン及びその塩類

第一条中第八十号を第九十三号とし、第七十九号を第九十二号とし、第七十八号を第八十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 十 「一—(四—フルオロベンジル) —H—インドール—三ール」 (二・二・三・三—テトラメチルシクロプロピル) メタノン及びその塩類

九 十 一 「二—(五—フルオロペンチル) —H—インダゾール—三ール」 (ナフタレン—一ール)

メタノン及びその塩類

第一条中第七十七号を第八十八号とし、第七十一号から第七十六号までを十一号ずつ繰り下げ、第七十号を第八十号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十一 一―フェニル―二―(ピロリジン―一―イル)ヘキサ―一―オン及びその塩類

第一条中第六十九号を第七十九号とし、第六十五号から第六十八号までを十号ずつ繰り下げ、第六十四号を第七十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十四 N―(ナフタレン―一―イル)―一―ペンチル―N―(一―ペンチル―一H―インドール―三―

カルボニル)―一H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第一条中第六十三号を第七十二号とし、第六十二号を第七十一号とし、第六十一号を第七十号とし、第六十号を第六十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十九 ナフタレン―一―イル(一―ペンチル―一H―インダゾール―三―イル)メタノン及びその塩類

第一条中第五十九号を第六十五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十六 ナフタレン―一―イル―一―(四―フルオロベンジル)―一H―インドール―三―カルボキシラ

―ト及びその塩類

六十七 ナフタレン―イル―（五―フルオロペンチル）―H―インダゾール―三―カルボキシ
ラート及びその塩類

第一条中第五十八号を第六十四号とし、第五十二号から第五十七号までを六号ずつ繰り下げ、第五十一号を第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七 ――（三・四―ジメトキシフェニル）―二―（エチルアミノ）ペンタン―オン及びその塩類

第一条中第五十号を第五十五号とし、第四十七号から第四十九号までを五号ずつ繰り下げ、第四十六号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一 ――（一・二―ジフェニルエチル）ピペリジン及びその塩類

第一条中第四十五号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十九 四―（三・四―ジクロロフェニル）―七―メトキシ―二―メチル―一・二・三・四―テトラヒド

ロイソキノリン及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十七号とし、第三十七号から第四十三号までを三号ずつ繰り下げ、第三十六号

を第三十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十九 一―(四―クロロフェニル)プロパン―二―アミン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十七号とし、第三十四号を第三十六号とし、第三十三号を第三十五号とし、第三十二号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四 キノリン―八―イル―一―(五―フルオロペンチル)―一―H―インダゾール―三―カルボキシラ
ート及びその塩類

第一条中第三十一号を第三十二号とし、第二十号から第三十号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 N―(一―アミノ―三―メチル―一―オキソブタン―二―イル)―一―(五―フルオロペンチル)
―一―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類

第二条第五号の表インダン―二―アミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

一―(四―クロロフェニル)プロパン―二―アミン、その塩類及びこれらを含む物

一 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
二 学術研究又は試験検査の用途(ただし、第一

号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

第二条第五号の表一（二・三―ジクロロフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

一―（一・二―ジフェニルエチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含む物

学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。